

居宅療養管理指導契約書

利用者_____（以下、「甲」という。）と医療法人社団正拓会 湘南太平台病院（以下「乙」という。）とは、居宅療養管理指導サービスの利用に関して次の通り契約を結びます。

第一条(目的)

乙は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、甲がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営む言雄ができるよう、甲の心身の状況、置かれている環境等を踏まえて療養上の管理および指導を行うことにより甲の療養生活の質の向上を図ります。乙は、居宅療養管理指導サービスの提供にあたっては、甲の要介護状態区分及び甲の被保険者証に記載された認定審査会意見に従います。

第二条(契約期間)

この契約書の契約期間は、初診日から甲の要介護(支援)認定有効期間の満了日までとします。但し、上記の契約期間の満了前に、甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護(支援)認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護(支援)認定有効期間の満了日までとします。

第三条(居宅療養管理指導サービスの内容及びその提供)

乙は、乙に属する医師を派遣し、甲に対して居宅療養管理指導サービスを提供するとともに、当該サービスの提供日および内容、介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、甲が依頼する居宅介護支援事業者に書面にて報告することとします。

第四条(苦情対応)

乙は、苦情対応の責任者およびその連絡先を明らかにし、乙が提供した居宅療養管理指導サービスについて、甲又は甲の家族から苦情の申し立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

第五条(費用)

乙が提供する居宅療養管理指導サービスの利用単位ごとの利用料その他の費用は、別紙重要事項説明書に記載した通りです。甲は、サービスの対価として、前項の費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担額を乙に支払います。

第六条(協議事項)

この契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、甲乙の協議により定めるものとします。

この契約の成立を証するため、甲乙は以下に署名押印をします。

年 月 日

利用者(甲) 住所:

氏名:



事業者(乙) 神奈川県藤沢市辻堂太平台 2-13-27
医療法人社団正拓会 湘南太平台病院
理事長 松 野 史 孝

医師が行う居宅療養管理指導 重要事項説明書／同意書

指定居宅療養管理指導サービスを提供する事業者・事業所について

名称	医療法人社団 正拓会 湘南太平台病院
所在地・連絡先	藤沢市辻堂太平台 2-13-27 Tel:0466-34-2151
代表者	病院長 松野 史孝
担当医師	松野史孝、比護貴史、赤須貴文、藤田周佑、都築俊介、塩崎弘憲、武田泰裕 平田晶子、石川美夢、鈴木健人、吉岡鉦平、九穗尚子(12 名)
担当看護師	稲葉、柏木、河村、福崎、岡本、高橋

事業の目的及び運営の方針・

目的	医師が利用者様の居宅を訪問し、利用者様に適正な療養上の管理及び指導を提供すること。
方針	利用者様の心身の状況や環境などを把握し、療養上の管理及び指導を行うことにより療養生活の質の向上を図ること、居宅介護支援事業者他、医療・福祉サービスを提供する者、関係市区町村、地域包括支援センター等と連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
営業日	病院的窓口：日曜・祝日を除く平日の 9:00～17:00 定期訪問日：日曜・祝日を除く平日の 9:00～17:00

事業所の職務内容・サービス内容

サービス区分・種類	サービス内容
医師が行う 居宅療養管理指導	通院が困難な利用者に対して、医師が、その居宅を訪問して、その心身の状況・環境等を把握し、療養上の管理及び指導を行い、療養生活の質の向上を図ります。 利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づいて、利用者・家族等に対して居宅サービス計画の策定等に文書、または、口頭にて必要な情報提供を行います。当該文書等の写しを診療録に添付する等により保存、記録します。

利用者の区分、介護保険単位、利用者負担額(介護保険を適用する場合)について

居宅療養管理指導費	保険単位数	利用者負担額
(Ⅰ) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合	1 回 515 単位	月 2 回で 1,030 円
(Ⅱ) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合	1 回 299 単位	月 2 回で 598 円
(Ⅱ) 同一建物居住者が 2 人以上 9 人以下の場合	1 回 287 単位	月 2 回で 574 円
(Ⅱ) 同一建物居住者が 10 人以上の場合	1 回 260 単位	月 2 回で 520 円

※ 算定は「月2回」が限度となります。上記利用者負担額は、1 割負担として算出しています。

※ 同一建物居住者とは、有料老人ホーム等の集合住宅等に入居している複数の利用者をいいます。

※ 居宅療養管理指導費(Ⅱ)は「在宅時医学総合管理料」「施設入居時等医学総合管理料」を算定する場合に適用されます。

※ 本書は 2024 年 6 月現在の介護報酬に基づいて作成されており、制度改定により変更となる場合があります。

秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持	事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
個人情報の保護	事業者は、利用者及びその家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いませぬ。事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

苦情相談窓口

藤沢市	藤沢市役所 福祉部 介護保険課(藤沢市朝日町 1-1)	Tel0466-50-3527
神奈川県	神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談係(横浜市西区楠町 27-1)	Tel045-329-3447

私は、医師が行う居宅療養管理指導サービスの内容についての説明を受け、これを受領することに同意します。

令和 年 月 日

利用者(ご本人様)

代筆者 (続柄)